

## 学校感染症罹患時の出席停止について

感染症の予防のために、児童、生徒が学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症に罹患した場合、あるいは罹患した疑いがあるときは、学校保健安全法第19条（及び同施行令第6条第2項、同施行規則第19条）に基づいて、出席停止の扱いとなります。

分類	病名	出席停止基準	主な症状	侵入経路	潜伏期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで	/	/	/
	痘そう				
	クリミアコンゴ出血熱				
	南米出血熱				
	ペスト				
	マールブルグ病				
	ラッサ熱				
	重症急性呼吸器症候群/SARS				
	急性灰白髄炎（ポリオ）				
	ジフテリア				
鳥インフルエンザ/H5N1					
第2種	インフルエンザ（H5N1型を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで	急な発熱、頭痛、全身倦怠感、筋関節痛、鼻水、咳	飛沫・接触	1～5日
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	はじめは普通の風邪症状で始まり、次第に特有の咳（コンコンとう連続した咳の後、息を吸う時に、ヒューという笛音が出る）が出てくる。		7～10日
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	発熱、咳、鼻水、滑膜炎。頬の内側に白い斑点（コプリック班）ができる。発熱後4日より皮膚に発疹。		10～12日
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現したのち5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	唾液腺の腫脹、圧痛、えん下痛、発熱		14～18日
	風しん	発疹が消失するまで	発熱、赤い発疹、リンパ節腫脹（耳・首の後ろ、後頭部）		14～21日

第2種	水痘(水疱瘡)	すべての発疹が痂皮化するまで	発疹(紅斑・丘疹・水疱・痂皮)が体の中に次々とする。かさぶたとなり先に出たものから治っていく	飛沫・接触	10～21日
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	発熱、頭痛、食欲不振、全身倦怠感、のどの痛み、結膜充血、眼痛、流涙等	気道、結膜接触	5～7日
	結核	症状により学校医その他医師において感染の恐れがないと認められるまで	初期は自覚症状なし。X線検査で発見されることが多い。倦怠感、寝汗、発熱、体重減少、咳、痰、胸痛	飛沫	1～2ヶ月
	髄膜炎菌性髄膜炎	められるまで	頭痛、発熱、けいれん、意識障害、髄膜刺激症状		3～4日
第3種	流行性角結膜炎(流行り目)	症状により学校医その他医師において感染の恐れがないと認められるまで	流涙類、まぶたの浮腫、充血、めやに	接触	8～14日
	急性出血性結膜炎		目の強い痛み、充血、めやに		24～36時間
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)		水様性下痢、激しい腹痛、血便	経口	3～5日
	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の感染症				















学校感染症に罹患した場合、医師の登校許可証が必要となります。学校HPからのダウンロードができますので、病院に提出し主治医に必要事項を記入してもらい、登校初日に必ず持ってくるようにしてください。

【参考】 出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日 を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第 1 日として算定します。

例えば、インフルエンザにかかってしまった場合は、以下のとおりです。

(例)

月	火	水	木	金	土	日
発熱  発症 0 日	 発症後 1 日	 発症後 2 日	 発症後 3 日	解熱  発症後 4 日	解熱後 1 日  発症後 5 日	解熱後 2 日  翌日から 登校可能
発熱  発症 0 日	 発症後 1 日	解熱  発症後 2 日	解熱後 1 日  発症後 3 日	解熱後 2 日  発症後 4 日	 発症後 5 日	 登校可能

ただし、第 2 種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではありません。

第 3 種「その他感染症」の取り扱いについて

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができます。  
 「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。

参考「その他感染症」

- ・ 感染性胃腸炎・サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症・マイコプラズマ感染症・肺炎球菌感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑・急性細気管支炎(RS ウイルス等)・EB ウイルス感染症・帯状疱疹・手足口病・ヘルパンギーナ・A.B 型肝炎・伝染性痲疹(とびひ)・伝染性軟属腫(水いぼ)・アタマジラミ・疥癬・皮膚真菌症